

## 納豆のまち・水戸ロゴマーク募集要項

### 1 趣旨

水戸市では、特産品である“納豆”を活用したシティプロモーションを推進しており、茨城県納豆商工業協同組合や水戸商工会議所等関係団体とも連携しながら、年間を通じてイベントやキャンペーンを開催するほか、郷土グルメとしてのPR、観光土産品としての魅力発信などに取り組んでいます。

また、令和4年6月には「水戸市納豆の消費拡大に関する条例」が施行され、市内外において納豆に対する意識や関心が高まっています。

そのため、納豆を活用したプロモーション活動をより一層強化し、『納豆のまち・水戸』としてのイメージアップとあわせ、水戸市の知名度やブランド力の向上につなげていくことを目的として、シンボルとなるロゴマークを募集します。

### 2 募集内容

『納豆のまち・水戸』をイメージすることができるロゴマーク  
(文字を含まないシンボルマークのみでも可)

### 3 ロゴマークのデザインの条件

- (1) ロゴマークの縦横比は自由（ただし、拡大・縮小にも対応できるもの）ですが、大きさはA4サイズ（210mm×297mm）に収まるものとします。
- (2) 水戸市らしさが表現され、親しみやすく、『納豆のまち・水戸』であることが誰にでも伝わるような分かりやすいデザインとしてください。
- (3) 文字を入れる場合、「水戸市」又は「水戸」のいずれかの文字を必ず記載してください。文字は漢字、片仮名、平仮名、英語表記等自由とします。（例：水戸、みと、Mitoなど）
- (4) 色数は自由ですが、単色・モノクロとしての使用にも対応できるデザインとしてください。また、拡大又は縮小する場合（のぼり旗や横断幕等から名刺やバッジ等大小様々なサイズで使用することを想定）でも、イメージや安定感が損なわれないデザインとしてください。

### 4 応募資格

どなたでも応募できます。（年齢や住所、プロ・アマチュアは問いません。）

### 5 応募期間

2023（令和5）年2月1日から2023（令和5）年3月3日まで（※締切日必着）

### 6 賞及び副賞

- (1) 最優秀賞 1点 賞状、副賞（商品券10万円、納豆商品1万円相当）
- (2) 優秀賞 2点 賞状、副賞（商品券1万円、納豆商品1万円相当）

## 7 応募方法等

以下の方法により、一人につき何点でも応募できます。団体で応募される場合は、代表者を一人決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、応募作品の裏面に貼り付けた上で、応募・問合せ先まで持参又は郵送（FAX及びメールは不可）で応募してください。また、デジタル作品の場合も、応募作品の色調等を確認するため、印刷した応募作品（裏面に応募用紙を貼り付け）を持参又は郵送してください。
- (2) 応募用紙は、水戸市観光課、水戸市の出張所及び市民センターに配置するほか、水戸市ホームページからもダウンロードできます。
- (3) 応募作品の用紙、画材等の種類は問いません。
- (4) 複数作品を一度に応募することもできますが、全ての応募作品の裏面に応募用紙を必ず貼り付けてください。応募用紙がないものは無効とします。
- (5) 応募に当たっては、応募作品が折れないようにしてください。
- (6) 応募作品を提出後は、修正することはできません。また、応募作品は、返却しませんので御了承ください。
- (7) 応募に要する費用については、応募者の負担となります。

## 8 審査・選考

応募作品は、納豆のまち・水戸ロゴマーク選定委員会が審査、選考の上、最優秀賞及び優秀賞を決定します。

## 9 結果発表

最優秀賞及び優秀賞の受賞者には、2023（令和5）年5月頃に結果を通知するとともに、受賞作品及び受賞者について水戸市のホームページ等で発表します。

なお、当該発表をもって、受賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきますので御了承ください。

## 10 ロゴマークの活用

- (1) 受賞作品のうちロゴマークとして活用することを決定したもの（以下「受賞ロゴマーク」という。）については、水戸市の広報及びホームページ、印刷物（観光情報誌、名刺、ポスター、のぼり旗等）、グッズ（バッジ、手提げ袋等）をはじめ、納豆のPRに関連する事業で使用します。
- (2) 受賞ロゴマークを活用するに当たっては、デザインや色彩等を補正・修正する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。単色・モノクロで使用する場合があります。また、受賞ロゴマークがシンボルマークのみの場合には、水戸市において文字を組み合わせ使用することがあります。
- (3) 水戸市は、受賞ロゴマークについて、商標・意匠の出願・登録をすることとします。
- (4) 受賞ロゴマークについては、水戸市の判断により、他団体による納豆のPRに関連する事業（収益事業を含む。）で使用させる場合があります。

## 11 著作権等に関する事項

(1) 応募作品は、応募者が創作した未発表のオリジナル作品とし、第三者の著作権、商標権等の権利を侵害しないもの、他の作品（商標を含む。）と同一又は類似していないものとしします。

なお、これらの条件に違反していたことが判明した場合、応募作品は無効として取り扱い、賞及び副賞を受賞した場合には賞を返還していただきます。

(2) 受賞者は、受賞と同時に水戸市に対して受賞作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む一切の権利）を無償で譲渡するものとし、受賞作品の著作権及び使用権は水戸市に帰属するものとしします。また、受賞作品の商品化に対する対価は無償としします。

(3) 受賞者は、水戸市又は水戸市から正当に権利を取得した第三者が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとしします。

(4) 第三者からの権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。水戸市では一切の責任を負いかねます。

なお、水戸市又は水戸市に關係する者が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

## 12 個人情報の取扱い

(1) 応募者の個人情報については、応募作品の選考、選考結果の通知、受賞作品の発表、賞及び副賞の授与のために使用し、それ以外の目的で使用することはありません。

(2) 受賞作品の発表の際には、受賞者の氏名及び年齢、居住する市区町村名を公表します。

## 13 注意事項

(1) 応募作品の審査及び選考、受賞作品の決定に関する問合せは一切対応いたしません。

(2) 水戸市が受賞作品を公表するまでは、応募作品を他者に公表しないでください。

(3) 受賞作品がデジタル作品の場合、データ形式等での提出をお願いしますので、御了承ください。

なお、手描き作品の場合は、水戸市において受賞作品をデータ化します。

(4) 応募作品の提出をもって、本募集要項に同意いただいたものとみなします。

(5) 未成年者が応募する場合は、副賞の收受や著作権の水戸市への無償譲渡（※著作権等に関する事項の規定）を含め、親権者等法定代理人の同意を得た上で応募してください。

(6) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合には、水戸市の判断により決定しますので、御了承ください。

## 14 応募・問合せ先

応募先 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号  
水戸市産業経済部観光課

問合せ先 029-232-9189（直通）